

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

青森県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、青森県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を青森県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	十和田市大沢田	上北郡七戸町荒熊内	5	七戸バイパス現道
7	青森市浪岡	青森市浪岡	2	浪岡バイパス現道
合計			7	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	東津軽郡平内町中野	青森市浅虫	5	土屋バイパス現道
合計			5	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

2. 河 川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
該当なし

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

以上。

移管する方向で今後更に調整を進めていくものについて

青森県
国土交通省

表記について、移管条件等については以下の通りである。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

① 早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長(km)	移管条件等
4	七戸バイパス 現道	十和田市大沢田	上北郡七戸町荒熊内	5	七戸バイパスの全線暫定2車線供用(H22年度目標)後に移管することとする。
7	浪岡バイパス 現道	青森市浪岡	青森市浪岡	2	現在事業中の浪岡バイパス7工区(青森市浪岡下十川～同女鹿沢)の暫定2車線供用(H22年度目標)後に移管することとする。

② 一定期間後(整備後等)に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長(km)	移管条件等
4	土屋バイパス 現道	東津軽郡平内町中野	青森市浅虫	5	土屋バイパスの全線暫定2車線供用(時期未定)後に移管することとする。

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

岩手県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、岩手県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を岩手県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	西磐井郡平泉町平泉	西磐井郡平泉町平泉	6	平泉バイパス
4	花巻市山の神	花巻市西宮野目	7	花巻東バイパス
4	二戸郡一戸町大字 小鳥谷	二戸郡一戸町大字 小鳥谷	2	小鳥谷バイパス
45	下閉伊郡岩泉町小本	下閉伊郡岩泉町小本	1	茂師改良
合計			15	

注) 四捨五入の関係で計が合わない。

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	奥州市水沢区	奥州市水沢区	8	水沢東バイパス
4	盛岡市玉山区	盛岡市玉山区	6	洪民バイパス
46	盛岡市上田	盛岡市上厨川	4	盛岡西バイパス
合計			17	

注) 四捨五入の関係で計が合わない。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

2. 河川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
該当なし

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

以上。

移管する方向で今後更に調整を進めていくものについて

岩手県
国土交通省

表記について、移管条件等については以下の通りである。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長(km)	移管条件等
4	平泉バイパス 現道	西磐井郡平泉町平泉	西磐井郡平泉町平泉	6	平泉バイパスの現道において現在実施中の中尊寺横断歩道橋の撤去が終了し、所定の手続きを終えた段階(平成21年度当初見込み)に、県に移管することとする。
4	花巻東バイパス 現道	花巻市山の神	花巻市西宮野目	7	花巻東バイパス現道において現在実施中の舗装修繕工事が完了し、所定の手続きを終えた段階(平成21年度当初見込み)に、県に移管することとする。
4	小鳥谷バイパス 現道	二戸郡一戸町大字小鳥谷	二戸郡一戸町大字小鳥谷	2	小鳥谷バイパス現道において現在実施中の稲荷橋補修工事が終了し、所定の手続きを終えた段階(平成21年度当初見込み)に、県または町に移管することとする。
45	茂師改良 現道	下閉伊郡岩泉町小本	下閉伊郡岩泉町小本	1	茂師改良現道の一部は町への移管をすすめる。また、法面崩落の危険性のため現在通行不可としている区間の町への移管について、引き続き町などと検討をすすめる。

②一定期間後(整備後等)に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長(km)	移管条件等
4	水沢東バイパス 現道	奥州市水沢区	奥州市水沢区	8	水沢東バイパスの全線暫定2車線供用(時期未定)後に移管することとする。
4	洪民バイパス 現道	盛岡市玉山区	盛岡市玉山区	6	洪民バイパスの全線暫定2車線供用(時期未定)後に移管することとする。
46	盛岡西バイパス 現道	盛岡市上田	盛岡市上厨川	4	盛岡西BPの起点が他直轄国道に連絡していないため、移管替を含めた調整が必要であり、盛岡西BPの全線暫定4車線供用(時期未定)の時点で、移管条件等について検討するものとする。

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

宮城県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、宮城県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を宮城県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	名取市飯野坂	仙台市境	4	仙台バイパス現道
合計			4	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	栗原市築館	栗原市築館	6	築館バイパス現道
108	大崎市古川	大崎市古川	5	古川東バイパス現道
108	石巻市蛇田	大崎市古川	3.8	地域高規格道路 石巻新庄道路供用後
合計			4.4	

注) (1) ②の延長には古川東バイパス区間現道延長を重複して記載。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

2. 河川

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
該当なし

- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

以上。

移管する方向で今後更に調整を進めていくものについて

宮城県
国土交通省

表記について、移管条件等については以下の通りである。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

① 早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長(km)	移管条件等
4	仙台バイパス 現道	名取市飯野坂	仙台市境	4	現道部の田高交差点改良事業が完了後に移管することとする。

② 一定期間後(整備後等)に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長(km)	移管条件等
4	築館バイパス 現道	栗原市築館	栗原市築館	6	築館バイパスの全線暫定2車線供用(時期未定)後に移管することとする。
108	古川東バイパス 現道	大崎市古川	大崎市古川	5	古川東バイパスの全線暫定2車線供用(時期未定)後に移管することとする。
108		石巻市蛇田	大崎市古川	38	地域高規格道路「石巻新庄道路」供用(時期未定)後に移管することとする。

一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

仙台市
国土交通省

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、仙台市と国土交通省双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を仙台市と協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	名取市境	仙台市青葉区	9	仙台バイパス現道
合計			9	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
48	仙台市青葉区	仙台市青葉区	8	仙台西道路現道
合計			8	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの 該当なし

以上。

H20.11.20

移管する方向で今後更に調整を進めていくものについて

仙台市
国土交通省

表記について、移管条件等については以下の通りである。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線 番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長 (km)	移管条件等
4	仙台バイパス 現道	名取市境	仙台市青葉区	9	仙台バイパス現道のあすと長町土地区画整理事業地区内の整備、愛宕大橋耐震補強を早期に完了させ移管するものとする。 なお、広瀬橋交差点改良については別途協議するものとする。

②一定期間後(整備後等)に移管が可能と見込まれるもの

路線 番号	道路・バイパス名	起点	終点	延長 (km)	移管条件等
48	仙台西道路 現道	仙台市青葉区	仙台市青葉区	8	仙台西道路の橋梁補修等の後(時期未定)に移管することとする。

一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

秋田県
東北地方整備局

一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記のとおり確認します。

記

○移管について引き続き協議するもの

路線番号	起 点	終 点	延長(km)	備 考
7	山形県境	青森県境	208	○秋田県の意見 ・行政サービスは住民により近いところで行うという地方分権の趣旨に沿って、地域の実情に精通し地域の様々な課題解決に責任を有する県が、より効率的な道路ネットワークの形成を担うべきとの考えから、できるだけ早期の移管実現を図るべき ○国土交通省の意見 ・7、13、46号の各路線は東北地方の県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し広域交通を担う道路であって、国が責任を持つべき道路と認識
13	山形県境	秋田市川尻町	121	
46	岩手県境	大仙市協和境	57	
合 計			385	

*ただし高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路を除く

以上。

平成20年11月25日

一級河川の直轄区間の見直しに係る
個別協議の状況に関する確認事項

秋 田 県
東北地方整備局

一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議に現時点における
状況について下記のとおり確認します。

記

【河川】

移管について引き続き協議するもの

雄物川水系

米代川水系

子吉川水系

*但し、建設・調査を実施中のダムに係わる区間を除く

平成20年11月25日

「一般国道及び一級河川の直轄区間の見直し」に係る
個別協議の状況に関する確認について

国土交通省

山形県

「一般国道及び一級河川の直轄区間の見直し」については、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされている。

このため、国土交通省と山形県双方において、

- ①現在の国の整備・管理水準を引き続き着実に維持するうえで必要な財源措置、人員・資機材・技術、その他の確保に関する措置が確実に担保されること
 - ②整備中や整備計画のある箇所、さらには地域が整備を望む箇所については、国と同等に推進できる条件が整備されること
 - ③バイパスの現道区間等、移管が可能と見込まれる箇所については、今後、それぞれの区間の状況に応じた必要な時期において、相互に条件を十分に調整すること
- を、さらには、市町村の理解も得られることを前提に、「一般国道及び一級河川の直轄区間の見直し」に関する個別協議の現時点における状況は、下記のとおり確認する。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

「バイパスの現道区間」については、移管する方向で今後更に調整を進めていく。

その際、①現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、②除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整ったものから移管時期を調整していく。

①移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
7	鶴岡市本田	鶴岡市大字文下	1	三川バイパス
13	南陽市鍋田	南陽市赤湯	3	南陽バイパス
13	南陽市川樋	上山市中山	6	上山バイパス
47	新庄市大字鳥越	新庄市大字本合海	5	新庄南バイパス
112	鶴岡市宝田	鶴岡市大字文下	2	鶴岡北改良
113	南陽市大字竹原	南陽市赤湯	7	赤湯バイパス
合計			23	

注) 四捨五入の関係で計が合わない

②一定期間後（整備後）に移管が可能と見込まれるもの

現段階ではない

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

現段階ではない

(3) その他

次の点について、市町村等との意見調整を踏まえつつ、県として慎重に検討する。

路線番号	検討事項	位置・区間等	備考
112	月山地すべりや冬期等の路線確保の見通し等	山形市から鶴岡市まで (月山道路の区間を除く)	
113	地域高規格道路が整備された場合の現道の取扱い、災害対策・冬期等の路線確保の見通し等	概ね新潟県境から南陽市まで	

2. 河 川

移管する方向で今後更に調整を進めていくもの・移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

福島県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、福島県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を福島県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
49	いわき市三和町	いわき市三和町	2	三和トンネル現道
合計			2	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	須賀川市大字仁井田	郡山市日和田町	12	郡山バイパス現道
6	いわき市小名浜	いわき市平	18	常磐バイパス現道
6	いわき市四倉町	いわき市久之浜町	5	久之浜バイパス現道
6	相馬市程田	相馬郡新地町駒ヶ嶺	10	相馬バイパス現道
13	福島市舟場町	福島市南矢野目	5	福島西道路現道
合計			50	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

2. 河 川

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
該当なし

- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

以上。